

善通寺市の農用地の賃借料情報

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第5条により、なお従前の例とされた改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、令和6年5月31日及び同年10月31日付けで公告した、農用地の賃借における賃借料（10アール当たりの年額）については、次のとおりとなっていますので、賃借料を決める際の参考としてください。

地区名	平均額	最高額	最低額	筆数
麻野地区	-円	-円	-円	0筆
上郷地区	-円	-円	-円	0筆
吉田地区	8,500円	8,500円	8,500円	2筆
与北地区	-円	-円	-円	0筆
筆岡地区	3,400円	5,000円	3,000円	28筆
吉原地区	7,300円	7,300円	7,300円	1筆
竜川地区	3,000円	3,000円	3,000円	2筆

*地域内の平均に比べて、著しく低額または高額（±70%）であると認められる場合は集計対象から除外しています。

農地の売買・転用する際は、農地法の許可が必要です！

耕作目的の売買等（農地法第3条）

農地を農地のまま売買や賃借をする場合、農業委員会の許可が必要です。

農地転用（農地法第4条・5条）

農地を農地以外のものに用途変更（一時的なものを含む）する場合、香川県知事の許可が必要です。

【用途変更の例】住宅、倉庫、駐車場、資材置場など

【一時転用の例】現場事務所、残土置場、資材置場など

農地の相続等による取得

農地を相続等により取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

農地転用等に係る申請書等の提出期限について

申請年月	提出期限
令和7年 4月	4月4日（金）
〃 5月	5月2日（金）
〃 6月	6月5日（木）
〃 7月	7月4日（金）
〃 8月	8月5日（火）
〃 9月	9月5日（金）
〃 10月	10月3日（金）
〃 11月	11月5日（水）
〃 12月	12月2日（火）
令和8年 1月	1月5日（月）
〃 2月	2月5日（木）
〃 3月	3月5日（木）

農業相談日について

相談予定日【時間10:00～12:00】
4月21日（月）
5月20日（火）
6月20日（金）
7月22日（火）
8月21日（木）
9月22日（月）
10月21日（火）
11月20日（木）
12月16日（火）
1月20日（火）
2月19日（木）
3月19日（木）

善通寺市 農業委員会だより



善通寺市農業委員会 会長 瀬川 治

仲春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年8月の臨時総会におきまして、善通寺市農業委員会会長に選出されました。誠に光栄であると同時に、その重責に身の引き締まる思いであります。日頃より、農業委員会の業務および活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、国内における農業情勢は、気候変動による作柄への影響や需給バランスの変化に伴う米価の低迷、原油価格の高騰による燃料費や肥料・資材の価格上昇など、農業経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、農業者の高齢化や担い手不足、人口減少による農地の荒廃化も懸念されており、農業の持続的発展には多くの課題が山積しております。

こうした中、私たち農業委員会は、地域計画への積極的な関与を通じて、農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止、新規就農の促進に取り組み、農地利用の最適化を目指して活動を展開してまいります。また、地域農業の将来像を明らかにするため、各地区での話し合いを重ねながら、農業生産力の向上や経営合理化の推進に努めてまいります。

これらの取り組みを進めるにあたり、農業委員と農地利用最適化推進委員が力を合わせることはもちろん、農業者の皆様をはじめ、市民の皆様や関係機関のご支援とご協力が欠かせません。地域農業の未来を守り、次世代へ繋ぐために、皆様とともに歩んでまいりたいと存じます。

結びに、皆様のますますのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

委員の役割

◆ 農業委員

農業委員会の総会などでの意思決定として、農地の権利移動の許可や農地転用案件への意見の具申などを行い、併せて担い手への農地利用の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消などを行います。

◆ 農地利用最適化推進委員

人・農地のマッチングと農地利用の最適化などを進め、併せて担い手への農地利用の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消に努め、新規就農者の掘り起しなども行います。

◆ 委員の連携

農業委員と農地利用最適化推進委員は、適切な役割分担と連携のもとに、農業委員会全体として担い手への農地利用の集積・集約化を図るとともに、農地パトロールや農業者への農地の利用意向調査などを行い、農地等の利用の最適化を推進します。

農地のことなら、おまかせください!



農地の貸借、遊休農地の発生防止・解消についての相談は、下記担当地区の、農業委員及び農地利用最適化推進委員へご相談ください。

農業委員(14人)		農地利用最適化推進委員(14人)		
氏名	住所	地区	氏名	住所
氏家 義雄	大麻町2603番地2	麻野	山尾 照行	大麻町2169番地
細川 幸	生野町890番地		西山 善基	生野町2683番地3
高畑 強	善通寺町1091番地	上郷	石谷 正春	善通寺町3165番地
藤田 諭史	善通寺町4062番地		原 壽茂	善通寺町1521番地
松本 健	稲木町1318番地10	吉田	大森 守	上吉田町52番地2
立石 泰夫	下吉田町197番地		安藤 美昭	稲木町150番地
内田 猛	金蔵寺町1718番地1	竜川	古川 克己	金蔵寺町1474番地
片長 明	原田町224番地21		三好 泰造	木徳町385番地
安藤 等	与北町637番地1	与北	杉原 倫代	与北町2225番地
近藤 正敏	与北町3107番地		松岡 一雄	与北町1920番地1
大前 純一	弘田町963番地1	筆岡	堀井 伸一	中村町982番地2
瀬川 治	中村町527番地		宮川 功司	中村町396番地2
森江 正男	吉原町1218番地1	吉原	佐柳 健	碑殿町1153番地1
渡辺 政幸	吉原町184番地3		松原 影明	碑殿町73番地

※任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

地域農業の未来を考える座談会を開催しました

令和7年3月末までの「地域計画」策定に向け、昨年8月23日に開催された「農業者座談会」には、地域の担い手をはじめ、中讃農業改良普及センターや香川県農地機構などの関係機関、さらには農業委員や農地利用最適化推進委員など総勢62名が参加し、農業委員会が実施した農業経営意向調査の結果を反映した地図を基に、地域農業の現状や将来像等について話し合いました。

●座談会のテーマ

昨今、農業者の減少や耕作放棄地の拡大など、地域農地が適切に利用できなくなることが懸念されています。この座談会では、市内を7地区に分け、「現状の課題」、「農地の有効活用」、「将来の担い手育成」などをテーマに、課題や解決策について幅広い意見が交わされました。

●今後の取り組み

地域の農地利用を明確化する「地域計画」を定め、定期的な評価や見直しを行いながら、持続可能な農業の実現を目指します。

市では、地域農業者との協議を継続するとともに、各種事業を活用し、計画の実行に向けた取り組みを展開していきます。また、農業委員会では関係機関と連携しながら、「地域計画」に基づく実践活動を推進し、地域農業の未来を支えるための取り組みをさらに強化していきます。

今後とも、地域農業の発展に向けたご協力をよろしくお願いいたします。



地域計画に基づく新しい農地貸借が始まります

地域計画策定後は、地域計画(目標地図)に示される農地利用の姿に基づき、香川県農地機構を介した農地の貸借にかかる権利設定を行うようになります。現在利用権設定事業を利用して農地の貸し借りをしている農業者の皆様には、その農地の貸借期間満了時に、農地中間管理事業への移行手続き等についてご案内します。

●農地の貸借に関する問い合わせ

公益財団法人 香川県農地機構 Tel: 087-816-3955
 香川県農地集積専門員(善通寺市農林課内) Tel: 0877-63-6412
 善通寺市農業委員会 Tel: 0877-63-6322

遊休農地の保全管理について

農地の雑草繁茂は、野犬や病害虫に加え、火災などの危険もあり、周辺住民に迷惑をかけることとなりますので、作付けをしない農地は定期的に草刈りや耕起を行い、保全管理に努めましょう。

ご自身で管理できない場合は、シルバー人材センターや善通寺市農地管理公社などに草刈り等の作業を委託することができます。

●公益財団法人 善通寺市農地管理公社 Tel: 0877-63-6344